

ベジ・ファーストOKAYAMAプロジェクト業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年4月21日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

「ベジ・ファーストOKAYAMAプロジェクト業務委託」を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1)業務名 ベジ・ファーストOKAYAMAプロジェクト業務委託
- (2)業務内容 別添仕様書(案)参照のこと
- (3)委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4)概算予算額 総額 3,597,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内
- (5)支払条件 完了後払い
- (6)契約保証金 契約金額の10/100以上の額
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする

3 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2)参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)役務部門の業種「役務」部門で、業種「イベント」に登録があること。
- (3)参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日～令和7年5月23日(金)
仕様書(案)等に関する質問受付	令和7年5月7日(水)午後5時まで
仕様書(案)等に関する質問回答	令和7年5月12日(月)午後1時掲載
企画提案書の提出	令和7年5月13日(火)～令和7年5月23日(金)午後5時必着
ヒアリングの実施	令和7年5月30日(金)頃(予定)
審査結果の通知	令和7年6月2日(月)頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受付ません。

(1)受付方法

質問書(様式2)に質問事項を記載し、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運營業務委託」として、岡山市保健所健康づくり課へ提出すること。それ以外の方法では受付ません。なお、提出後、必ず電話により、到達の確認を行うこと。

提出先:岡山市保健福祉局保健所健康づくり課

電子メール:kenkouzoushin@city.okayama.lg.jp

電話番号:086-803-1263

(2)回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1)提出方法

岡山市保健福祉局保健所健康づくり課健康増進係に、「ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運營業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送または持参すること。

(2)提出書類

①参加申請書(様式1)

②業務実施体制調書(任意様式)

- ・どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かる体制図を作成してください。
- ・各業務の業務責任者及び業務従事者について、氏名・役職・職務経歴等を具体的に記載してください。

③企画提案書(任意様式)

- ・用紙は原則としてA4版、左綴じ、両面使用とします。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えありません。
- ・ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字してください。
- ・以下に掲げる項目に関しては、企画提案書に各項目名を明記し、提案内容欄に記載の内容について、文章または図表で表現してください。
- ・提案にあたっては、仕様書(案)記載の内容も考慮し、下記事項について提案してください。

	項目	提案内容
ア	事業全体のコンセプト	・事業の全体概要
イ	協力店の募集・登録管理及び、取組継続、拡充	・協力店の募集、アプローチ方法 ・獲得できる協力店の業種及び見込数 ・協力店へのインセンティブの内容 ・啓発以外の取組を進める工夫 ・継続した取組を促す工夫 ・利用促進キャンペーン企画案の詳細
ウ	情報発信	・専用 HP 協力店一覧を探しやすくする工夫 ・Instagram掲載用電子データサンプル（協力店紹介） ・Instagramのアカウント認知向上のための工夫
エ	啓発資材	・啓発資材の具体例
オ	事業効果測定	・事業効果測定方法
カ	事業実施体制	・具体的な実施計画、年間スケジュール ・実施体制 ・次年度への引継方法

④見積書(任意様式)

経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て記入すること

⑤類似業務実績(任意様式)

国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する地方公共団体の組合を含む。)が発注する類似事業で、令和2年4月1日以降に元請として実施したものがあれば、詳細(発注者、事業概要、実施期間、金額等。記載可能な情報のみで可)を記載し提出してください。

(3)提出部数

- ・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)
- ・社名、代表者印のないもの10部(副本)

(4)注意事項

- ①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)をご記入ください。
- ②仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差替え、再提出は認めません。
- ⑤参加申請書の提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画参加辞退届(様式3)を岡山市保健福祉局保健福祉部岡山市保健所健康づくり課に持参してください。

8 特定方法等

(1)審査体制

ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運營業務委託企画競争審査委員会(以下

「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

(2) 審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。

②委員会は、評価基準をもとに150点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

(3) ヒアリングの実施

・発表時間は1事業者につき20分以内とし、その後、委員が質問を行います。

・発表は提出資料のみをもって行うこととし、資料の追加は認めません。

・詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

ベジ・ファースト OKAYAMA プロジェクト企画運営業務委託 評価基準(別紙)のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦「8(4) 評価基準」に定める評価基準7項目のうち1項目でも0点がある場合

⑧事業経費の見積額が概算予算額を超える場合

⑨その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定がなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとします。

10 その他留意事項

(1)提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(2)提出された提案書等は、審査以外には使用しません。

(3)特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨を

お知らせください。

- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局保健所健康づくり課
健康増進係(岡山市保健福祉会館2階)
担当:島田・田島
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話:(086)803-1263
FAX:(086)803-1758
E-mail:kenkouzoushin@city.okayama.lg.jp